

# ⚠️「新たな一般NISA口座」に移管する(ロールオーバー)際の注意点



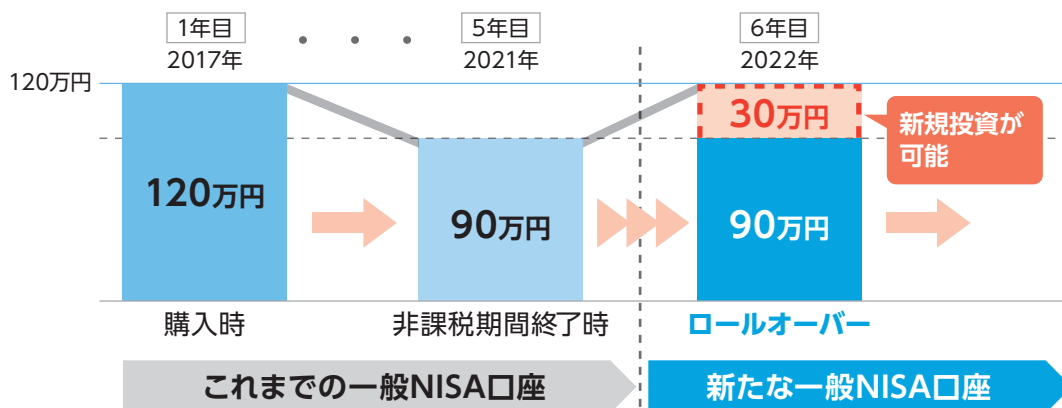
ロールオーバーするには、一般NISA口座を開設している証券会社等に対して、あらかじめ**「非課税口座内上場株式等移管依頼書」\***を提出する必要があります。

\* 証券会社等によって名称が異なる場合があります。



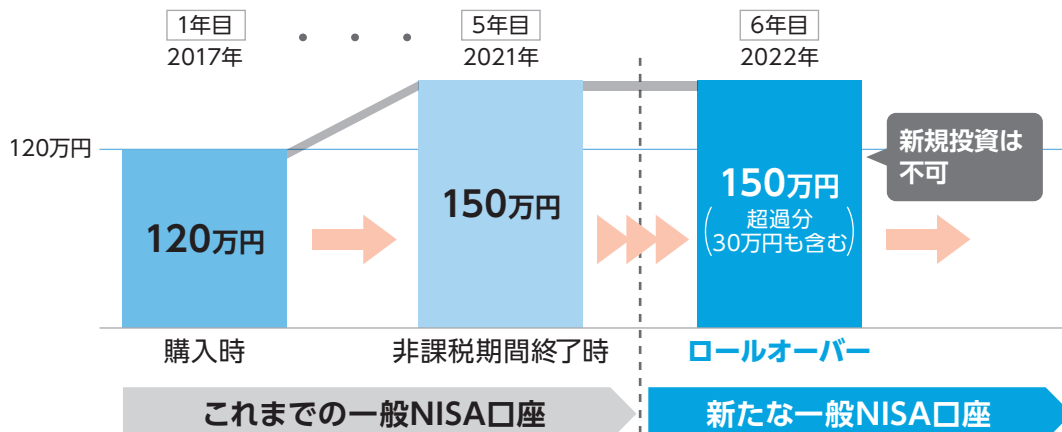
ロールオーバーした分だけ2022年の非課税枠で**新規投資できる額が少なくなります。**

## 1 2021年12月末の時価が2022年の非課税枠(120万円)未満の場合



**Point** 2022年の**非課税枠(120万円)**に満たない分は新規投資ができます。

## 2 2021年12月末の時価が2022年の非課税枠(120万円)以上の場合



**Point** 2022年の非課税枠(120万円)を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、**新規投資はできません。**